

社会福祉法人聖カタリナ 役員等の報酬等基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖カタリナ（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員等（理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。）・非常勤役員等（常勤役員以外の者をいう。）に対する報酬については、別表1に定める額とする。

2 理事長（非常勤）が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたったことに対する報酬については、別表1に定める額とする。

3 非常勤役員等が、評議員会、理事会、監事監査出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったことに対する報酬については、別表1に定める額とする。

(費用)

第3条 役員等に、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料その他の経費を支給し、また前払いを要するものについては前もって支給することができる。

(出張旅費)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、出張旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めによるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年6月19日より施行する。

この規程は、令和4年7月 1日より施行する。

この規程は、令和5年6月 8日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

	日 額 (源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
理事会への出席	10,000円
監事監査への出席	10,000円
法人が必要とする研修等への出席	10,000円
理事長、非常勤役員等の業務報酬等	10,000円